

令和7年度（令和6年度実施）入学者選抜より、美術工芸学部美術学科彫刻専攻、デザイン工芸学科工芸専攻において一般選抜後期試験を廃止し、総合型選抜を実施します。

1 趣旨

多様な入学者を受け入れるため、美術工芸学部美術学科彫刻専攻及びデザイン工芸学科工芸専攻では総合型選抜を実施します。

2 アドミッションポリシー

◆彫刻専攻

(1) 求める人物像

- ・彫刻における基礎的な観察力、造形力、表現力を備えている人
- ・自己を深く見つめ自然や社会との関係を思索している人
- ・彫刻における造形行為と自己の将来を肯定的に重ね合わせることのできる人

(2) 入学前に身につけてほしい学習成果

- ・基礎的な学力（国語、外国語、その他の科目）
- ・対象の形態を把握する「観察力」と、画面上で確かな存在感を表現する基礎的な「描写力」
- ・対象の内に彫刻的な量塊と動勢を捉える「観察力」と、全体と細部の調和をとり量感豊かに表現する基礎的な「造形力」
- ・論理的な思考力、コミュニケーション能力、主体的な学習意欲

(3) 入学者選抜試験の基本方針と実施

総合型選抜では、小論文、実技試験（事前に制作された作品）、面接試験と、作品資料（作品ファイルやクロッキー帳等）の提出により審査を行い、可否を判定します。事前に制作された作品と作品資料の審査では、日頃の制作に対する意欲や取り組みを評価します。小論文では論理的な思考力を、面接試験（自己評価を含む）では主体性及び将来性を測り評価します。面接試験においては多面的・総合的な評価を行うために、調査書及び志願者本人の記載する資料等を活用します。

◆工芸専攻

(1) 求める人物像

- ・工芸を研究する上で必要な基礎能力を備えている人

- ・工芸に強い関心があり、興味と探求心に溢れている人
- ・工芸及び芸術文化で自己を表現したいと考える人
- ・工芸を通して豊かな人間性、社会性を身につけたいという意欲のある人

(2) 入学前に身につけてほしい学習成果

- ・基礎的な学力（国語、外国語、その他の科目）
- ・美術工芸の創作に必要な基礎的な能力（素描、色彩構成）
- ・大学の学習に必要な「学力の3要素」
（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性）

(3) 入学者選抜試験の基本方針と実施

- ・実技試験を対面で実施する。
平面又は、立体造形の制作を課する。
授業形式の試験とし、教員とコミュニケーションをとりながら制作する。
制作に取り組む姿勢や意欲、能力・適正等を総合的に評価する。
各受験者に対し、専攻が定めた評価基準を基に採点し、専攻教員の集計結果により評価を決定する。
- ・面接（実技試験のプレゼンテーションを含む）を対面で実施する。
面接においては、工芸に対して高い関心と意欲を持ち、目的意識が高く創造力を備えているか等を総合的に評価する。また、多面的・総合的な評価を行うために、調査書、活動報告書、志願理由及び修学計画書等を活用し評価する。
各受験者に対し、専攻が定めた評価基準を基に採点し、専攻教員の集計結果により評価を決定する。

以上の実技試験、面接の結果を総合して合否を判定する。

3 募集人員

- 美術工芸学部美術学科
彫刻専攻 若干名（一般選抜前期日程の募集人員に含む）
- 美術工芸学部デザイン工芸学科
工芸専攻 4名

4 出願資格

次の①から⑧のいずれかに該当し、かつ⑨から⑪を満たす者

- ①高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和7年3月卒業見込みの者

- ②通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）及び令和 7 年 3 月修了見込みの者
- ③外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者及び令和 7 年 3 月修了見込みの者並びにこれに準ずる者で学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「法施行規則」という。）第 150 条第 1 号の規定により文部科学大臣の指定した者
- ④文部科学大臣が法施行規則第 150 条第 2 号の規定により高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び令和 7 年 3 月修了見込みの者
- ⑤専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の法施行規則第 150 条第 3 号の規定により文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が同号の規定により指定するものを文部科学大臣が同号の規定により定める日以後に修了した者
- ⑥法施行規則第 150 条第 4 号の規定により文部科学大臣の指定した者
- ⑦高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）及び令和 7 年 3 月 31 日までに合格見込みの者
- ⑧本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの（事前に資格認定審査を行うので、令和 6 年 7 月 12 日（金）までに本学教務学生課に申し出ること。）
- ⑨合格した場合は、必ず入学することを確約できる者
- ⑩美術工芸学部の志願する学科・専攻のアドミッション・ポリシーを理解し、本学での学習や学習以外の活動に高い意欲をもち積極的に取り組める者
- ⑪令和 7 年度大学入学共通テストにおいて、本学美術工芸学部が指定する教科・科目を受験する者

5 選抜方法

入学志願者本人の記載する資料等の出願書類及び次に示す選抜試験の成績結果を総合的に判断して合格者を決定します。

ア 美術工芸学部 美術学科 彫刻専攻

- ・小論文
- ・実技
- ・面接

- ・ 作品資料

イ 美術工芸学部 デザイン工芸学科 工芸専攻

- ・ 実技
- ・ 面接（実技試験のプレゼンテーションを含む）

6 試験科目及び配点表

試験科目		小論文	実技	面接	作品資料・ ファイル	配点合計
美術学科	彫刻専攻	200	300	100	400	1,000
デザイン工芸学科	工芸専攻		500	500 [注]		1,000

注 工芸専攻の面接試験は、実技試験のプレゼンテーションを含む。

7 大学入学共通テスト

総合型選抜の合格者を対象に、大学入学共通テストを課します。本学美術工芸学部が以下に指定する教科・科目の受験をしなかった場合及び科目の得点の中に0点がある場合は、合格発表後であっても合格を取り消すことがあります。

教科	出題科目	選択方法
外国語	『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』 (英語はリスニングテストを含む)	必須 左記から 1科目を 選択
国語	『国語』	必須
地理歴史・ 公民	『世界総合、地理探究』、『歴史総合、日本史探究』、 『歴史総合、世界史探究』、『地理総合、歴史総合、公共』、 『公共、倫理』、『公共、政治・経済』	必須 左記から 1科目を 選択
数学	『数学Ⅰ、数学A』、『数学Ⅰ』、 『数学Ⅱ、数学B、数学C』	
理科	『物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎』、 『物理』、『化学』、『生物』、『地学』	
情報	『情報Ⅰ』	

※1 『地理歴史・公民』及び『理科』の2科目受験者については、第1解答科目の得点を評価の対象とします。

※2 『地理総合、歴史総合、公共』は、「地理総合」「歴史総合」「公共」のうち、いずれか2つを選択して解答。

※3 『物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎』は、「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」のうち、いずれか2つを選択して解答。

(備考) 『 』は大学入学共通テストにおける出題科目を表し、「 」は高等学校学

習指導要領上設定されている科目を表します。

※その他詳細については、『令和7年度 総合型選抜学生募集要項』にて公表します。(令和6年6月上旬公表予定)